

第6回 農業委員会総会議事録

令和5年12月25日開会

中標津町農業委員会

令和5年12月25日、第6回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

| | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 小 沼 | 大 |
| 2番 | 西 塚 | 知 也 |
| 4番 | 福 嶋 | 寿 顕 |
| 5番 | 山 下 | 幸 枝 |
| 6番 | 助 口 | 明 |
| 7番 | 遠 藤 | 昭 男 |
| 8番 | 船 越 | 信 雄 |
| 9番 | 二 瓶 | 裕 貴 |
| 10番 | 横 田 | 千 秋 |
| 11番 | 長谷川 | 孝 二 |
| 12番 | 田 中 | 洋 希 |
| 13番 | 竹 村 | 聡 |
| 14番 | 瀧 本 | 和 男 |
| 15番 | 後藤田 | 宏 幸 |
| 16番 | 中 村 | 正 生 |
| 17番 | 笠 原 | 康 博 |
| 18番 | 本 田 | 信 幸 |

本日欠席した委員

| | | |
|----|-----|-----|
| 3番 | 纓 坂 | 直 俊 |
|----|-----|-----|

附議した案件

- (イ) 議案第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 26 号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第 29 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ト) 報告第 4 号 農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 杉 山 隆 |
| 農 地 係 長 | 吉 田 佳 弘 |
| 庶 務 係 長 | 葛 西 利 光 |
| 係 | 齋 藤 光 代 |

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第6回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
14番、瀧本 和男 委員。
15番、後藤田 宏幸 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 11月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、11月29日、全国農業者年金連絡協議会と全国農業会議所の共催により、令和5年度農業者年金加入推進セミナーが、東京都・銀座ブロッサムを会場に開催され、「農業者年金制度と加入推進」と「老後資金準備の必要性と農業者年金」についての講演のほか、茨城県行方市農業委員会・徳島県藍住町農業委員会による加入促進に関する活動事例報告があり、最後に申し合わせ決議が採択され閉会となりました。翌11月30日には、全国農業会議所主催により、令和5年度全国農業委員会会長代表者集会在、文京区の文京シビックホールにて開催され、全国から関係者約1300人が結集し、農業関係予算の確保及び、農地・担い手等関係施策をはじめ、持続可能な農業・農村を創るための政策提案など3つの議案が決議され、その後、宮崎県宮崎市農業委員会ほか2団体による「地域計画策定にむけての先進地事例」としての活動報告がありました。また、要請活動としまして、衆議院議員会館において鈴木貴子衆議院議員、伊東良孝衆議院議員と、参議院議員会館においては、鈴木宗男参議院議員に対し、地域の実態に即した施策の実現にむけた要請を、根室地方農業委員会連合会と釧路地方農業委員会連合会の合同で行なってもらいました。なお、両日とも会長・事務局長が出席しております。つぎに、12月4日北海道農業会議と根室地方農業委員会連合会の共催により、令和5年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が、標津町生涯学習センターあすばるを会場として、1市4町の農業委員と事務局員56名の参加により開催され、本町からは会長含め農業委員13名と事務局3名が参加しております。研修会では、

「農地関係法制をめぐる情勢」や、「農業委員会制度の概要」「農地法・農地中間管理事業法等に基づく農地制度について」など、北海道農業会議から説明を受け、その後、全国農業新聞等につきまして全国農業会議所より説明を受けました。なお、研修会終了後には、農業委員、事務局相互の意見交換の場として交流会が行なわれました。つぎに、12月19日、北海道農業者年金協議会主催によります令和5年度 市町村農業者年金協議会代議員等研修会が標津町生涯学習センターあすばる で開催され、本町からは代議員7名、農業委員7名、事務局3名、合わせて17名が出席しております「農業者年金制度の現状について」「新制度の農業者年金について」「農業者年金制度の充実に関する要望と制度改善状況について」など、北海道農業会議の担当者より説明を受けました。つぎに、12月20日に北海道農業会議 第9回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)(2)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第25号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市手稲区〇〇〇〇〇条〇丁目〇〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積311,281㎡内157,000㎡、他1筆、計157,900㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。5、合意解約成立の日、令和5年12月11日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第28号(2)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主が後継者に経営移譲することから、借主の名義を変更して再契約するため、期間内解約するものです。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積48,118㎡、他3筆、計99,612㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和2年3月26日から令和7年1月26日まで。5、合意解約成立の日、令和5年12月8

日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第28号(12)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主の離農に伴い、新たな借主に変更して再契約するため、期間内解約するものです。

以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第26号「現況証明願いについて」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)と(2)の2回に分けて審議を致します。ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○委員の退席をお願い致します。

(～○○委員退席後～)

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第26号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町○○条○○○丁目○番地○、○○ ○○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積6,964㎡、利用状況、農業用施設用地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は6ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農振農用地区域内の農業用施設用地となっており、公簿は畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年9月19日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第26号(1)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～〇〇委員着席後～)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
(2) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第26号(2)について説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,973㎡、利用状況、雑種地、他6筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は8ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農振農用区域内の白地・農業用施設用地となっており、公簿は畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年10月23日、利用状況調査で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第26号(2)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程

致します。なお、本案件につきましては、(1) から (6) と (7) の 2 回に分けて審議を致します。(1) (2) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) (2) について説明いたします。10 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 12,591 m²、利用目的、牧草畑、他 12 筆、計 1,029,480 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するのも。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 1,330,380 m²、家畜、牛 382 頭。7、見取図については、11 ページ、12 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和 5 年 1 月 22 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

13 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 26,528 m²、利用目的、普通畑、他 11 筆、計 326,105 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、1 人、経営地、計 622,141.20 m²、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、14 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) (2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第27号(3)について説明いたします。15ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,222㎡、利用目的、牧草畑、他33筆、計923,837.81㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和15年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計1,122,376.81㎡、家畜、牛178頭。7、見取図については、17、18ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものがあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第27号(4)について説明いたします。19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、採草放牧地、面積37,432㎡、利用目的、牧草畑、他21筆、計535,115㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年1月

1日から令和15年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計584,195㎡、家畜、牛117頭。7、見取図については、21、22ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものがあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)(6)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第27号(5)(6)について説明いたします。23ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,149㎡、利用目的、牧草畑、他16筆、計552,338㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の相続に伴い、経営の主体である夫に使用貸借をするもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和15年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計857,663㎡、家畜、牛102頭。7、見取図については、25ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものがあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

23ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,871㎡、利用目的、牧草畑、他20筆、計501,082㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和15年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従

者、3人、経営地、計770,091.77㎡、家畜、牛90頭。7、見取図については、28ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第27号(1)から(6)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により○番、○○委員の退席をお願い致します。

(○○委員退席)

(7)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第27号(7)について説明いたします。29ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積45,844㎡、利用目的、牧草畑、他12筆、計513,079㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和15年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計607,718.64㎡、家畜、牛107頭。7、見取図については、30ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第27号(7)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、

(1)から(8)と(9)から(12)の2回に分けて審議を致します。(1)

(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(1)(2)

について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。32ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,409㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計30,943㎡。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和8年12月31日まで。6、価格。年123,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計253,065㎡、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、33ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。34ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市手稲区〇〇〇〇〇〇条〇丁目〇〇〇 〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 311,281 m²
内 157,000 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 157,900 m²。貸主、経営移譲
により、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を
行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の
設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 1 4 年 5 月 3 1 日まで。6、価格。
年 652,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、
7 人、農従者、4 人、経営地、計 1,330,380 m²、家畜、牛 382 頭。9、適用。
農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35 ページのとおりです。この
この案件につきましては、借主の経営移譲に伴い、後継者に変更して、賃貸借
の設定をするものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第
18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(7)について、地区推進班から議
案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第 28 号(3)から(7)について、説明いたします。
36 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇
〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,699
m²、内 15,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、
期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設
定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権
の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日まで。6、
価格。年 49,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。
構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 2,543,946.75 m²、家畜、牛 971 頭。
9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37 ページのとおり
です。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するもので
あり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要
件を満たしているものと判断いたしました。38 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,953 m²、内 12,000 m²、利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 88,600 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで。6、価格。年 354,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 2,543,946.75 m²、家畜、牛 971 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、39 ページのとおりです。この案件につきましては、貸貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

40 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 17,450 m²、内 5,200 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 10,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで。6、価格。年 40,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 920,700.86 m²、家畜、牛 173 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、41 ページのとおりです。この案件につきましては、貸貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

42 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 37,290 m²、内 16,198 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 49,678 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで。6、価格。年 196,000 円。7、資金調達方法。自己資金。

8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,304,468㎡、家畜、牛359頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。なお、(7)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。43ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○番地○、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○○。
2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、原野、現況、畑、面積4,319㎡、利用目的、普通畑、他4筆、計39,599㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和10年12月31日まで。6、価格。年164,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,838,291㎡、経営作目、蕎麦等。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。この2件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第28号(8)について、説明いたします。45ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○丁目○○番地、○○ ○○。
借主、中標津町字○○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳、農業。
2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積47,454㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計48,180.24㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月1日から令和8年12月31日まで。6、価格。年200,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、2人、経営地、計626,867㎡、家畜、牛142頭。

9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、46ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第28号(1)から(8)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により○番、○○委員の退席をお願い致します。

(○○委員退席)

議長 (9)から(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第28号(9)から(12)について、説明いたします。
47ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積41,400㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、保有合理化事業により賃貸するもの。借主、保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年12月26日から令和10年10月29日まで。6、価格。年48,840円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計808,896㎡、家畜、牛121頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。なお、(10)(11)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。49ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,473㎡、利用目的、牧草畑、他11筆、計235,719㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、保有合理化事業により賃貸するもの。借主、保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年12月26日から令和10年10月29日まで。6、価格。年241,260円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、4人、経営地、計1,013,625㎡、家畜、牛77頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、51ページのとおりです。

52ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,380㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計107,007㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、保有合理化事業により賃貸するもの。借主、保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年12月26日から令和10年10月29日まで。6、価格。年126,680円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計657,120㎡、家畜、牛80頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、53ページのとおりです。

この3件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

54ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,118㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計99,612㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年12月26日から令和7年1月26日まで。6、価格。年119,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計657,120㎡、家

畜、牛80頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、55ページのとおりです。この案件につきましては、借主の離農に伴い、借主を変更して、賃貸借の設定をするものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)から(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第28号(9)から(12)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり)小沼委員。

小沼委員 報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。60ページをお開きください。
(1)1、届出人の住所、氏名
中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和5年4月27日付、中農委5第令5-3号。
3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。仮設倉庫建設。
5、事業計画の期間。令和5年4月27日から令和5年11月30日まで。
6、事業完了年月日。令和5年10月26日。7、完了検査年月日につきましては、令和5年11月8日に開催した農地パトロールにおいて撤去されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第3号(2)について説明いたします。61ページをお開きください。
(2) 1、届出人の住所、氏名
野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。
2、許可年月日、許可番号。令和5年3月16日付、中農委5第令4-7号。
3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他3筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。
6、事業完了年月日。令和5年11月20日。7、令和5年12月7日に第4地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程8、議案第29号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第29号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。57ページをお開きください。
令和4年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇。令和5年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、以上3件からの提出がありました。令和5年12月5日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
日程 9、報告第 4 号「農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 4 号「農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について」
ご説明致します。62 ページをお開きください。

(1) 1、報告者の住所、氏名。

目梨郡羅臼町○○○○○○番地、○○○○(旬)、代表取締役、○○ ○○。

2、報告書に係る土地の所在地等。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、
面積 6,901 m²、作物の種類、牧草。3、業務執行役員の状況。氏名、稲川 泰
幸、常時従事者の役職名、専務取締役、耕作または養畜の事業の年間従事日数、
100 日。

令和 5 年 1 2 月 5 日に受理しました、令和 5 年度分の報告書で、栄進化成(旬)の
ものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について
適正に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすもので
ありました。以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
これをもって、第 6 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 14 時 08 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月28日

会 長 _____

14番 _____

15番 _____